

医政指発第 0407001 号

平成18年 4月 7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

日本DMAT活動要領について（通知）

平成17年3月より進めてまいりました、日本DMATの研修に関しては、各都道府県及び関係各機関のご協力により、受講終了数も本年3月現在106チームとなっております。

そこで、今後の各都道府県で策定されるDMAT運用計画の基本指針としていただきたく、今般「日本DMAT活動要領」を定めたので通知いたします。

また、平成17年7月に決定された政府の「防災基本計画」において、DMATの教育研修の推進及び派遣が記述されたところであり、今後、各都道府県で地域防災計画を策定する際には、日本DMATの運用につきましても記述していただきますようお願いいたします。

なお、本要領は、日本DMATとしての基本的な活動要領であり、各都道府県で策定されるDMAT運用計画においては、各都道府県の事情に併せた計画とされるように併せてお願いいたします。

日本DMAT活動要領

I 概要

1. DMATとは

- ・ DMATとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。
- ・ 阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、病院も被災し、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「避けられた災害死」が大きな問題として取り上げられた。
- ・ 自然災害に限らず大規模な集団災害において、一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応困難な場合も想定される。
- ・ このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームを可及的速やかに被災地に送り込み、現場での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地外に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待される。
- ・ このような災害医療活動には、平時の外傷の基本的な診療に加え、災害医療のマネジメントに関する知見が必要である。
- ・ この活動を担うべく、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームが日本DMAT（以下「DMAT」と言う。）である。

2. 運用の基本方針

- ・ 活動は、平時において都道府県と医療機関等との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省、都道府県、国立病院機構等により策定された防災計画等に基づくものである。
- ・ DMATの派遣は、被災地の都道府県からの要請に基づくものである。
- ・ 厚生労働省は、初動期からの積極的な情報収集等により都道府県に対し必要な支援を行う。
- ・ 緊急でやむを得ない場合、厚生労働省、都道府県等は、被災地の都道府県の要請がなくとも、医療機関の自発的な活動に期待した要請を行うことができるものとする。
- ・ 都道府県は、通常時には、DMAT運用計画の策定、医療機関等との協定の締結等を行い、災害時には計画に基づきDMATを運用し、活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等）を行う。

- ・ 厚生労働省は、通常時には活動要領を策定する。また、標準化された教育・訓練の推進及びDMATに参加する要員の認証・登録により、DMATの質を向上させるものとする。また、災害時には、DMATの活動に関わる情報集約、総合調整及び関連省庁との必要な調整を行う。
- ・ DMAT指定医療機関（後述）は、通常時には派遣の準備、DMATに参加する要員の訓練に努め、災害時には、要請に応じてDMATを派遣する。
- ・ 災害拠点病院、日本赤十字社、国立病院機構、国立大学病院等は、活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等）を可能な範囲で行う。

3. 本要領の位置づけ

- ・ 災害対策基本法に基づく防災基本計画には、以下のように、国、都道府県又は日本赤十字社の役割として、救護班やDMATの派遣の要請が記載されている。
 - 国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
 - 国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。
- ・ 本要領は、指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画（相互地域防災計画も含む）等においてDMAT等の要請、運用について記載する際の指針となるものである。
- ・ また、本要領は、都道府県が作成する医療計画にDMAT等の整備又は運用といった災害時の医療について記載する際の指針となるものである。
- ・ なお、本要領はDMAT等の運用の基本的な事項について定めるものであり、都道府県等の自発的な活動や相互の応援、及び日本赤十字社の自主的な活動を制限するものではない。

II 用語の定義

1. DMAT

- ・ 災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームである。
- ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動とする。

2. DMAT登録者

- ・ D M A T登録者は独立行政法人国立病院機構災害医療センター（災害医療センター）等で実施される「日本D M A T隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者である。
 - ・ D M A T登録者には、D M A T隊員証が交付される。
 - ・ D M A T登録者は、災害急性期にD M A Tとして派遣される資格を有する。
3. 統括D M A T登録者
- ・ D M A Tの運用に関する専門的知見を持ち、厚生労働省に認定されたものとする。
 - ・ 日本D M A T隊員養成研修において指導的役割を果たす。
 - ・ 災害時には、D M A Tの運用の指導的役割を果たし、責任者となるものである。
4. D M A Tの活動
- ・ D M A Tの活動は、都道府県、厚生労働省より派遣要請を受けたD M A T指定医療機関より派遣されることにより行う。
 - ・ D M A Tの活動は、D M A T指定医療機関に所属しているD M A T登録者により構成される。ただし、十分な要員が養成されるまでは、D M A T指定医療機関の職員により構成されるチームに対し、派遣要請する。
5. D M A T補助要員
- ・ D M A T補助要員は、厚生労働省等より派遣要請を受け、D M A Tの活動の後方支援（ロジスティック）等を行う。
6. D M A T指定医療機関
- ・ D M A T指定医療機関は、D M A T派遣に協力する意志を持ち、厚生労働省又は都道府県に指定された医療機関である
7. 日本赤十字社救護班（日赤救護班）
- ・ 日赤救護班は、本要領におけるD M A Tと協働して活動するものとする。
8. 広域医療搬送
- ・ 被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、緊急の治療を行うために国が政府の各機関の協力の下で行う活動。
 - ・ 自衛隊機などによる航空搬送時の診療や広域搬送医療拠点（ステージングケアユニット：S C U）の診療・運営を含む。
9. 広域医療搬送拠点での臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）
- ・ 広域医療搬送拠点におかれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設。
 - ・ 被災地側の広域医療搬送拠点又は、被災地外の広域搬送拠点に必要な応じて設置される。

- ・ 被災地側に置かれるＳＣＵは、被災地内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、自衛隊等の航空機による広域医療搬送のためのトリージを行うことを業務とする。
 - ・ 被災地外に置かれるＳＣＵは、自衛隊等の航空機により広域医療搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリージを行うことを業務とする。また、必要に応じて患者の症状の安定化処置を図る。
10. 病院支援
- ・ 被災地内の病院に対する医療の支援
 - ・ 多くの傷病者が来院している病院でのトリージ、当該病院での診療の支援、広域医療搬送のためのトリージ等を含む。
11. 域内搬送
- ・ ヘリコプター、救急車等による搬送で、都道府県や市町村が行うものである。
 - ・ 現場から被災地内の医療機関、被災地内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地内の医療機関からＳＣＵへの搬送及び被災地外のＳＣＵから医療機関への搬送を含む。
12. 現場活動
- ・ 災害現場でＤＭＡＴが行う医療活動をいう。
 - ・ トリージ、緊急治療、がれきの下の医療等を含む。
13. ドクターヘリ
- ・ 厚生労働省のドクターヘリ導入促進事業により稼働している、医師及び看護師又は救急救命士を搭乗させたヘリコプター。災害時、必要に応じてドクターヘリをＤＭＡＴの活動支援にも活用することができる。
14. 後方支援（ロジスティック）
- ・ ＤＭＡＴの現場活動に関わる通信、移動手段、医薬品支給、生活手段等を確保することをいう。
 - ・ その他、現場活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

Ⅲ 通常時の準備

1. ＤＭＡＴ運用計画の策定
- ・ 都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等は、ＤＭＡＴ運用に関わる計画を事前に策定する。
 - ・ 日本赤十字社は日赤救護班の運用及びＤＭＡＴとの協働に係る計画を事前に策定する。
 - ・ ＤＭＡＴ運用計画には、広域医療搬送におけるＤＭＡＴの活動及びＳＣ

Uの設置・運営も明記する。

2. DMA T指定医療機関の登録、業務計画の策定及び協定

- ・ 都道府県は、管内の病院をDMA T指定医療機関として指定し、厚生労働省にその旨報告する。
- ・ DMA T指定医療機関は以下の要件を満たす病院とする
 - 医療機関としてDMA T派遣を行う意志を持つこと。
 - DMA Tの活動に必要な人員、装備を持つこと。
 - 災害拠点病院であることが望ましいこと。
- ・ 厚生労働省はDMA T指定医療機関を把握する。
- ・ 都道府県は、管内のDMA T指定医療機関について災害時の業務計画に明示し、運用に関する必要な事項について協定を締結する。
- ・ 都道府県とDMA T指定医療機関の協定は以下の事項を含むものとする。
 - 要請方法
 - 指揮系統
 - 業務
 - 後方支援（ロジスティック）
 - 活動費用
 - DMA Tに参加する要員の身分の取扱いとDMA Tの活動における事故等への補償
- ・ 厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構は、管下のDMA T指定医療機関に対して、DMA Tの運用について災害時業務計画に明示する。

3. DMA Tの登録

- ・ 厚生労働省は、災害医療センター等で実施される「日本DMA T隊員養成研修」を修了した者又はそれと同等の学識・技能を有する者をDMA T登録者として認証する。
- ・ 厚生労働省はDMA T登録者を把握する。
- ・ 災害医療センターは厚生労働省の登録業務を補助することができる。
- ・ DMA T登録者は、所属などの登録内容に変更があった場合、都道府県及び厚生労働省に届け出る。
- ・ DMA Tの登録者は、DMA T登録者の届出に基づき、定期的に更新される。
- ・ DMA T指定医療機関は、当該医療機関に勤務するDMA T登録者を把握し、定期的に都道府県に報告する。
- ・ 都道府県は管内のDMA T指定医療機関におけるDMA T登録者を把握するとともに、DMA Tの登録の情報の更新を行い、その結果を厚生

労働省に報告する。

- ・ 日本赤十字社は救護班要員についての情報を定期的に厚生労働省及び都道府県に報告する

4. 連絡体制の確保

- ・ 厚生労働省及び都道府県は、広域災害・救急医療情報システムの整備に際して、DMATの情報連絡システムとしての機能も付与する。
- ・ DMAT指定医療機関は当該医療機関と派遣されたDMATの間の連絡手段を確保する為の機材を整備する。

5. 研修・訓練の実施

- ・ 厚生労働省は、災害発生時に迅速な派遣が可能なDMATに参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
- ・ 文部科学省は、国立大学付属病院に対し、DMATの活動への協力を要請するとともに、医師、看護師等職員へのDMATの活動の啓発を促す。
- ・ 災害医療センター等は、厚生労働省の委託を受け関係省庁の協力の下「日本DMAT隊員養成研修」を実施する。
- ・ 災害医療センターは、「日本DMAT隊員養成研修」の実施とその質の管理に責任を持つ。
- ・ 厚生労働省は、都道府県等で行われる研修を「日本DMAT隊員養成研修」として認定することができる。認定された研修の修了者はDMAT登録者となる。認定に際しては、実施体制、研修内容などを評価する。
- ・ 日本赤十字社は日赤救護班要員全員に対し、厚生労働省が示す基準と同等の研修を行う。
- ・ 厚生労働省は、内閣府など政府関係機関、都道府県、日本赤十字社等と連携し、災害医療センターの支援を受け、DMATの訓練を実施する。
- ・ DMAT指定医療機関は、DMAT隊員の研修・訓練に努めるものとする。
- ・ DMAT登録者は、通常時より連絡体制などDMAT派遣の準備を整え、DMATの訓練に積極的に参加する。

IV 初動

1. DMAT派遣要請

- ・ 被災地の都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害に対応するため、DMATの派遣を他の都道府県、厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構等に要請する。
- ・ 都道府県は、被災地の都道府県の要請に応じ、厚生労働省と連携し、管内のDMAT指定医療機関及び日本赤十字社支部へDMAT等の派遣

を要請する。

- ・ 厚生労働省は、DMAT派遣の必要性に関する情報を積極的に収集し、都道府県を支援する。
- ・ 厚生労働省は、被災地の都道府県の要請に応じ、都道府県、文部科学省、国立病院機構等を通じてDMAT指定医療機関へDMATの派遣を要請する。
- ・ 文部科学省、国立病院機構等は被災地の都道府県の要請に応じ、厚生労働省と連携し、管下のDMAT指定医療機関にDMATの派遣を要請する。
- ・ 日本赤十字社支部は被災地の都道府県の要請に応じ、管下の医療機関の日赤救護班を派遣する。
- ・ 厚生労働省は、広域災害救急医療情報システムを通じて、都道府県、文部科学省、国立病院機構、日本赤十字社支部及びDMAT指定医療機関に要請の連絡を行う。
- ・ DMAT指定医療機関は、都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等の要請を受け、事前の計画、協定等に基づきDMATを派遣する。
- ・ 都道府県及び厚生労働省は、要請に伴い、参集の拠点場所、想定される業務等についての情報をDMATに提示する。
- ・ ドクターヘリが配置されたDMAT指定医療機関は、他のDMAT指定医療機関と同様に、都道府県から派遣要請を受ける。その際、現地までの移動手段や被災地内外でのDMATの活動を支援するため、必要に応じてドクターヘリを活用することができる。
- ・ 甚大な被害により都道府県の機能が保てない等、緊急でやむを得ない場合、厚生労働省及び他の都道府県は医療機関の自発的な活動に期待した要請を行うことができる。その際は、要請時にその旨を周知する必要がある。

2. DMATの待機要請

- ・ 都道府県、厚生労働省及び文部科学省は、自然災害又は人為災害で、被災地外からの医療の支援が必要な可能性がある場合、DMATの待機を要請する。
- ・ 待機についての要請の手順は派遣要請の手順に準じて行う。
- ・ 次の場合、すべてのDMAT指定医療機関は被災の状況にかかわらず厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。
 - 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
 - その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合

- 津波警報（大津波）が発表された場合
- 東海地震注意情報が発表された場合
- 大規模な航空機墜落事故が発生した場合

3. DMAT補助要員の派遣要請

- ・ 厚生労働省及び都道府県は、日本赤十字社や国立病院機構等にDMAT等の活動を支援する補助要員の派遣を要請する。
- ・ 日本赤十字社、国立病院機構等は、厚生労働省等の要請を受け、管下の人員をDMAT補助要員として可能な範囲で派遣する。

V 各本部の役割

1. DMAT指定医療機関

- ・ DMAT指定医療機関は、DMATを派遣した際には、当該医療機関内に本部機能を設ける。
- ・ DMAT指定医療機関は、派遣したDMATの活動を把握し、必要な支援、連絡及び調整を行う。
- ・ DMAT指定医療機関及び日本赤十字社支部は、広域災害救急医療情報システムのDMAT運用メニューの情報を派遣したDMATに伝えるとともに、DMATから得た情報を広域災害救急医療情報システムのDMAT運用メニュー等へ書き込むことにより、情報の共有化を図るものとする。

2. DMAT活動現地本部（現地本部）

- ・ 被災地の都道府県は、現場活動に関わるDMATを統括する現地本部を設置する。
- ・ 現地本部は、被災地の都道府県災害対策本部の指揮下に置かれる。
- ・ 現地本部は、被災都道府県内の災害対策本部、災害拠点病院等から適当な場所を選定し設置する。
- ・ 現地本部に先着したDMATは、被災都道府県災害対策本部、厚生労働省等と連携し、現地本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- ・ 先着したDMATの責任者が、統括DMAT登録者でなかった場合、統括DMAT登録者が到着後に権限を委譲する。
- ・ 現地本部が設置された災害拠点病院は、被災状況について情報を収集し、現地本部へ可能な範囲で技術的助言を行う。
- ・ 現地本部は以下の業務を行うものとする。
 - 被災情報等を収集
 - 活動する各DMATの調整
 - 必要な機材などの調達に関わる調整

- 都道府県災害対策本部との連絡及び調整
- 必要に応じた、厚生労働省医政局災害医療対策室への情報提供
- その他必要な事務

3. SCU本部

- ・ 都道府県は、管内の各SCUに広域医療搬送に関わるDMATの活動を統括するSCU本部を設置する。
- ・ SCU本部は、被災地の都道府県に置かれる場合は、被災地の都道府県災害対策本部の指揮下に、他の都道府県に置かれる場合は、その都道府県の指揮下に置かれる。
- ・ SCU本部に先着したDMATは、都道府県、厚生労働省等と連携し、SCU本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- ・ 先着DMATの責任者が、統括DMAT登録者でなかった場合、統括DMAT登録者が到着後に権限を委譲する。
- ・ SCU本部は、以下の業務を行うものとする。
 - 被災地の医療機関及び設置された各SCUの状況並びに広域医療搬送の情報収集
 - 各DMATの活動調整
 - 輸送手段の確保及び機材などの調達に関わる調整
 - 都道府県災害対策本部との連絡及び調整
 - 各SCU本部との連絡及び調整
 - 必要に応じた、厚生労働省医政局災害医療対策室への情報提供
 - その他必要な事務

4. 厚生労働省医政局災害医療対策室

- ・ 厚生労働省医政局災害医療対策室は、DMAT派遣の要請等について厚生労働省の本部機能を果たす。
- ・ 災害医療センターは、厚生労働省医政局災害医療対策室に対し、DMATの活動全般について協力するものとする。
- ・ 厚生労働省医政局災害医療対策室は、以下の業務を行うものとする。
 - DMATの登録
 - 政府内部の調整、各DMATへの情報提供
 - 搬送手段（自衛隊等）の確保に関する調整及び情報提供
 - 被災地外の患者受入医療機関の確保
 - 物資の調達と輸送手段の確保

VI DMATの活動

1. 被災地での活動

- ・ 被災地で活動するDMATは、原則として、被災地内の災害拠点病院に設置される現地本部に参集し、その調整下で被災地で活動を行う。
- ・ 被災地で活動するDMAT等は、原則的として、自力で移動する。
- ・ 被災地で活動するDMATは、域内搬送、病院支援及び現場活動を主業務とする。
- ・ 域内搬送
 - 被災地の都道府県は、域内搬送を実施し、必要な総合調整を行う。
 - 被災地の都道府県は、域内搬送に関わる情報を厚生労働省に提供する。
 - 厚生労働省は、広域医療搬送を行う場合においては、被災地の都道府県と協力し、域内搬送との連携を図る。
 - 域内搬送を担当するDMATは、域内搬送中の診療に従事する。
- ・ 病院支援
 - 厚生労働省、被災地の都道府県及び現地本部は、病院の被災状況及び病院支援の必要性についての情報を収集し、共有する。
 - 病院支援を担当するDMATは、当該病院での活動中は、当該病院長の指揮下に入る。
- ・ 現場活動
 - 現場活動を担当するDMATは、当該地域で活動中の消防機関等と連携し、トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等を行う。

2. 広域医療搬送

- ・ 広域医療搬送に携わるべく要請を受けたDMATは、地方ブロックごとに指定された広域医療搬送拠点に参集する。
- ・ 厚生労働省は、関係省庁（内閣府、防衛庁等）と連携し、DMATが被災地内のSCUへ参集できるための移動手段を確保するための調整を行う。
- ・ SCUの活動
 - 厚生労働省は、都道府県及び関係省庁と連携し、あらかじめ計画された広域医療搬送拠点にSCUを設置する。
 - SCUに参集したDMATは、SCU本部の調整下で活動を行う。
 - SCUに参集したDMATは、SCUにおける患者の症状の安定化を図るとともに、搬送時のトリアージを行う。
 - SCUを担当するDMATは、医療資器材・医薬品等の使用状況を把握し、必要があれば、厚生労働省調達等の依頼を行う。
 - 日本赤十字社、国立病院機構等は、SCUの活動に必要な支援を可能な範囲で行う。
- ・ 航空機内の医療活動

- 航空機内の医療活動を担当するDMATは、SCU本部の調整下に入る。
- 航空機内の医療活動を担当するDMATは、航空機内における患者の症状監視と必要な処置を行う。

3. 後方支援（ロジスティック）

- ・ DMATは移動、医薬品等の医療資器材の調達、自らの生活等については、自ら確保しながら、継続した活動を行うことを基本とする。
- ・ 厚生労働省、都道府県等は、DMATに係るヘリコプター等の移動手段、医薬品支給、生活手段等の確保について可能な限り支援・調整を行う。
- ・ 厚生労働省は、DMATの派遣、患者やDMATの要員の搬送等について関係省庁（内閣府、防衛庁、総務省消防庁、海上保安庁、文部科学省等）、都道府県及び民間団体と必要な調整を行う。
- ・ 日本赤十字社、国立病院機構等は、厚生労働省、都道府県等の要請に応じ、DMATに係る移動手段、医薬品支給、生活手段等の確保を可能な範囲で行う。
- ・ 厚生労働省、都道府県等はDMATに係る移動手段、医薬品支給、生活手段等に関し、関係業界（ヘリコプター、レンタカー、タクシー等の交通関係、医薬品等の卸関係等）に対して、その確保を依頼する。
- ・ 後方支援（ロジスティック）はDMATやDMAT補助要員が担当する。

4. ドクターヘリの活用

- ・ ドクターヘリは、必要に応じて広域医療搬送、域内活動にかかわるDMATの派遣・移動や患者の搬送を行うことができる。
- ・ ドクターヘリは、必要に応じて不足する医療・資器材の輸送など後方支援（ロジスティック）のためにも活用することができる。
- ・ 現地本部は、ドクターヘリを持つ医療機関からのDMATと連携し、被災地域内に参集した複数のドクターヘリの活用を調整する。
- ・ ドクターヘリを運航する航空会社は、DMATの活動や後方支援（ロジスティック）のために可能な限り支援する。
- ・ 都道府県は、ドクターヘリによるDMATの派遣に関して必要な支援を行う。

Ⅶ 費用の支弁

（原則）

- ・ 都道府県との事前の協定に基づいて支弁されるものとする。
- ・ 又は、災害時の業務計画に基づいた業務として扱われるものとする。

（災害救助法が適用された場合）

- ・ 災害救助法が適用され、かつ以下の条件を満たした場合には、適用された都道府県はDMA Tを派遣したDMA T指定医療機関に対して、災害救助法による費用の支弁が可能となる。

(条件)

- ・ 災害救助法が適用された市町村で救護活動を行うことを前提に、都道府県知事が必要に応じて、
 - 1) 救護活動の業務をDMA Tに委託
 - 2) 賃金職員の雇上げによるDMA Tの編成を行い、災害救助法による応急医療を実施した場合。
- ・ 災害救助法に基づいて費用支弁が行われた場合、厚生労働省と都道府県は、DMA Tの派遣に要した、次に掲げる費用を負担する。
 - 1) 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
 - 2) 救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費